

指定居宅介護支援事業利用 重要事項説明書

あなたに対する指定居宅介護支援事業利用サービス提供開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規定に基づいて当事者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業所の名称	指定居宅介護支援事業所 あおば
事業所 所在地	佐賀県唐津市千々賀字千々賀653-1
法人の種類	有限会社
事業所代表者氏名	古藤 ゆみ
電話番号	(0955) 78-0505
F A X 番号	(0955) 78-0505

2. 同一法人で実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
居宅	通所介護	平成16年11月 1日	4170200317	55人
居宅介護支援事業		平成16年11月 1日	4170200317	105人

3. 事業の目的及び運営方針

- 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択にもとづいて、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立におこないます。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という）、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

職員の種類	員数	区 分				職務内容
		常 勤		非 常 勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			運営規定第3条のとおり
介護支援専門員	3	2	1			運営規定第3条のとおり

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(12月31日～1月3日までを除く)
営業時間	8時15分 から 17時15分まで

6. ケアサービスの提供方法及び内容

計画の作成	指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
問い合わせ又は利用申し込み方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申し込みは電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供の拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な処置を講じます。
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合にはその人の提示する被保険者証(資格者証を含む)によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。
要介護認定申請に係る援助	・指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既におこなわれているか否かを確認し申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定等の申請の援助を行います。 ・要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の30日前におこなわれるよう、必要な援助を行います。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証明する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から身分を証する書類をもとめられたときには、これを提示します。

7. 通常の事業の実施区域

唐津市 ・ 東松浦郡 玄海町 ・ 伊万里市

8. 利用料及びその他の費用

法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（自己負担なし）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額（一旦全額自己負担にて支払い、その後申請して全額返還されます。）

※告示上の額(月額)

区 分	居宅介護支援費	区 分	居宅介護支援費
要介護度 1・2	10,860円	退院・退所加算	4,500円
要介護度 3・4・5	14,110円	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円
初回加算	3,000円		

* 介護報酬の改定等、介護給付費の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することが出来るものとします。

9. 苦情申立て先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	古藤 ゆみ
	ご利用時間	月曜日から土曜日 8:15 ~ 17:15
	ご利用方法	電話 0955-78-0505
		面接 居宅介護支援事業所
		苦情箱 施設内に設置

苦情対応の基本手順

- ① 苦情の受付。
- ② 苦情の内容、及び原因の確認。
- ③ 苦情等解決責任者(代表取締役)への報告。
- ④ 苦情解決に向けた対応の実施。
- ⑤ 再発防止、及び改善の措置。
- ⑥ 苦情解決責任者(代表取締役)へ改善の報告。
- ⑦ 苦情申立者に対する報告。

10. あおば以外の苦情等窓口

唐津市役所	受付窓口	高齢者支援課
唐津市西城内1-1	電話番号	0955-70-0102
佐賀県国民健康保険団体連合会	受付窓口	介護苦情処理
佐賀市呉服元町7-28	電話番号	0952-26-1477
佐賀県庁	受付窓口	長寿社会課
佐賀市城内1-1-59	電話番号	0952-25-7266

11. 具体的取扱い方針

- ・ 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにすべき課題を把握します。
- ・ 利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・ 居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ・ 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により必要に応じ居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行います。
- ・ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜を図ります。
- ・ 介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
- ・ 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されるときは、これを尊重します。

- ・ 利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービス、もしくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者のその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成します。
- ・ 居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。

12. 秘密保持

＜業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密は守ります＞

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

13. 事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

私は本書面に基づいて当施設職員（職名 介護支援専門員 氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 _____ 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者の家族 _____ 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____